g　第１種、第２種又は第３種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験５年以上有する者。

h　建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、入札説明書に示す実務経験を有する者であること。

i　電気工事の実務経験を10年以上有する者。

なお、上記ｃにおける「国土交通大臣が認定した者」の詳細は、入札説明書による。

⑴　配置予定技術者の工事経験

・平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑶ウの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

※甲型共同企業体構成員としての経験は、地域ＪＶ以外の場合は出資比率が20％以上の場合のもの、地域ＪＶの場合は出資比率10％以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

※明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

※上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

※同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

※低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

⑵　配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑷　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）に定められた在籍出向等の要件に適合していること。これらの要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する場合がある。

⑸　配置予定技術者を配置できない場合の措置　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を本事業の現場に配置できず、本事業を受注できなくなった場合は、入札説明書に示す措置をおこなうこと。万一これらの措置を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、配置予定技術者に複数の候補者を申請している場合は、全ての候補者が配置できなくなったことをいう。

事業契約締結後、専任を要する工事の技術者が他工事に兼務している事が判明した場合は、契約解除を行う場合がある。

⑹　本業務において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は入札説明書に示す要件を全て満たさなければならない。

なお、専任特例２号の場合の監理技術者として配置予定を行わないと申請した場合でも、契約後に専任特例２号の場合の監理技術者として配置することを認める。

⑷　取替工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸イに掲げる取替工事業務を実施する者（以下「取替工事企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。また、取替工事業務のうち同イ⑴に掲げるＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者を取替工事企業とは別に構成員とする場合はこの限りでなく、当該構成員は次のオの要件を満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定を受けていること。会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

イ　建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

ウ　平成22年度以降に元請けとして完成し、引渡しが完了した下記の条件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

・供用中の道路（道路法上の道路）において、道路照明設備（防犯灯は除く。）又は道路トンネル照明設備を新設又は更新した工事。

※甲型共同企業体の構成員としての実績は、地域ＪＶ以外の場合は出資比率が20％以上の場合のもの、地域ＪＶの場合は出資比率が10％以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

※事業協同組合構成員の実績は認められない。

※同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札工事以外の工事にあっては、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。